

# 熊本市パートナーシップ<sup>※</sup>宣誓制度 を

## 2019年4月1日から導入しています。

※お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいいます。

熊本市では、誰もがともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまちの実現を目指しています。この理念に基づき、性的マイノリティの方のパートナー関係を尊重するため、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

### ① 手続きの流れ



### ② 対象となる方の要件

#### 以下の全てに該当する方

- (1) 双方が18歳以上であること。
- (2) いずれか一方が市内に在住、または本市に転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び他にパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 宣誓者同士の関係が近親者でないこと。

### ③ 宣誓に必要なもの

- (1) 住民票の写し又は熊本市内へ転入予定であることを証明する書類
- (2) 独身証明書(宣誓日以前3か月以内に発行されたもの)
- (3) 本人確認書類(マイナンバーカード、パスポート、運転免許証など)

#### 【 申請・問い合わせ窓口 】

熊本市男女共同参画課

熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所12階

電話：096-328-2262 FAX：096-351-2030

くまもと  
**ACTION**  
私たちは上質な生活都市を実現します